

障害者福祉の概要



知的障害者の理想の社会生活

健常者の子育て → **躰** → 成長 → 社会生活に適合



知的障害者の子育て → **躰** → 周りの子供との違いの認識



(言うことを聞かない)
言うことを聞けない



定型化された考え方

• 医師の判断 → 療育手帳 →



個に応じて動機づけを高めること
スピードの違い



障害者の判定方法1

| IQ | 生活能力 | a | b | c | d |
|----------------|------|---|---------|---|---|
| | | | | | |
| I (IQ ~20) | | | 最重度知的障害 | | |
| II (IQ 21~35) | | | 重度知的障害 | | |
| III (IQ 36~50) | | | 中度知的障害 | | |
| IV (IQ 51~70) | | | 軽度知的障害 | | |



障害度合いの特徴

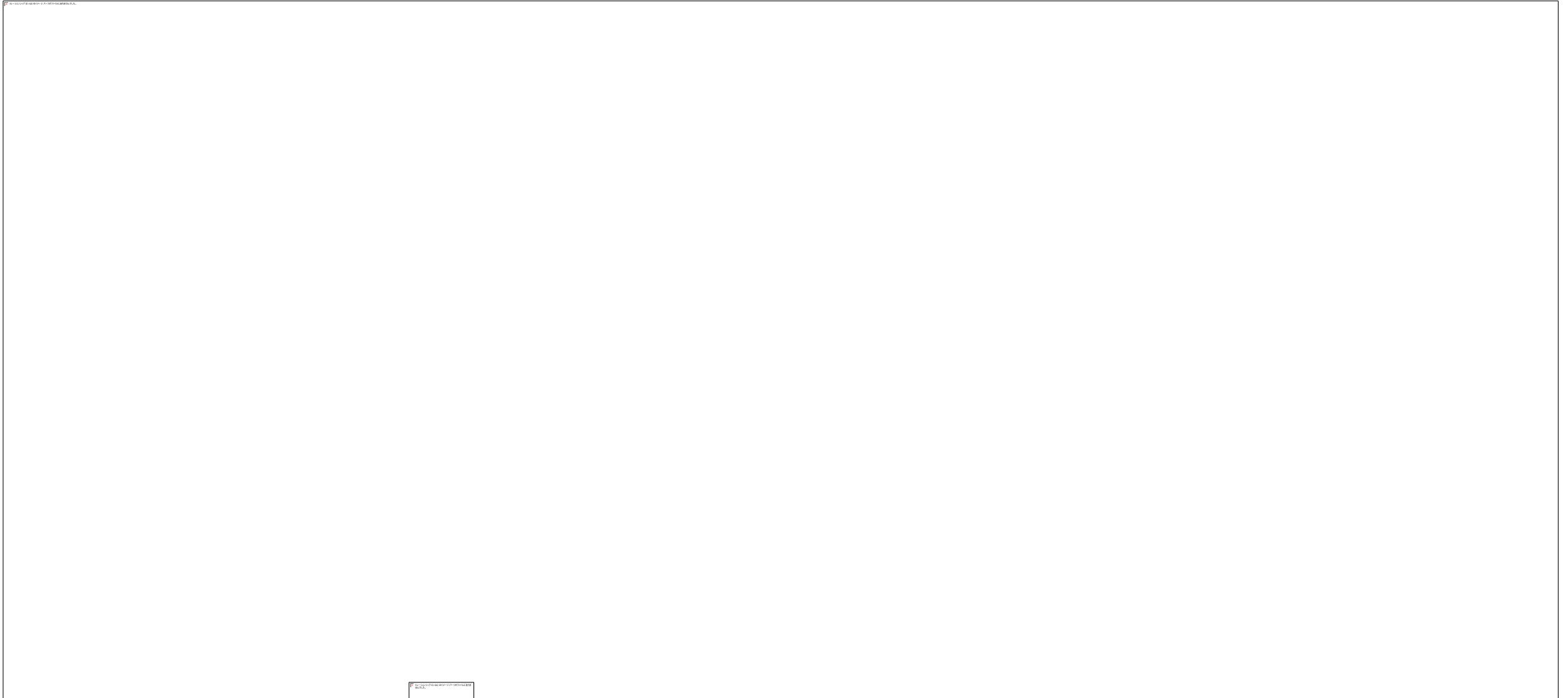
| 軽度知的障害 | 中度知的障害の具体的な特徴 | 重度知的障害 | 最重度知的障害 |
|---|---|---|---|
| IQが50~70の知的障害をさします。食事や衣服着脱、排せつなどの日常生活スキルには支障がありません。しかし言語の発達がゆっくりで、18歳以上でも小学生レベルの学力にとどまることが多いです。 | IQが35~50の知的障害をさします。言語発達や運動能力の遅れがあります。身辺自立は部分的にはできますが、全てをこなすことは困難です。 | IQが20以下の知的障害をさします。言葉が発達することはない、叫び声を出す程度にとどまることがほとんどです。身の回りの処理は全くできず、親を区別して認識することが難しい場合もあります。しかし、適切な訓練によって、簡単な単語を言えるようになるケースもあります。 | IQが20以下の知的障害をさします。言葉が発達することはない、叫び声を出す程度にとどまることがほとんどです。身の回りの処理は全くできず、親を区別して認識することが難しい場合もあります。しかし、適切な訓練によって、簡単な単語を言えるようになるケースもあります。 |
| ・清潔、服の着脱を含めた基本的な生活習慣が確立している | ・指示があれば衣服の着脱はできるが、場合に合わせた選択・調整が困難 | ・着替え、入浴、食事などの生活に指示や手助けが必要 | ・衣服の着脱ができない |
| ・簡単な文章での意思表示や理解が可能 | ・入浴時、自分で身体を洗えるが、プライベートゾーンなど洗い残しがある | ・簡単な挨拶や受け答え以外のコミュニケーションが苦手 | ・便意を伝えられない |
| ・漢字の習得が困難 | ・お釣りの計算が苦手 | ・体の汚れや服の乱れをあまり気にしない | ・言葉がない。身振りや簡単な単語で意思表示をしようとすることもある |
| ・集団参加や友達との交流は可能 | ・新しい場所での移動・交通機関の利用は困難 | ・一人での移動が困難 | ・食事に見守りや介助が必要 |
| | ・ひらがなでの読み書きはある程度可能 | | |



障害者GHとは、



障害者GHとは、





タスカルカード

障害者就労

障害者就業 企業内就業

障害者就労施設 A 給料

就労支援

障害者就労施設 B 最低賃金以下の工賃(3年間)

障害者就労支援施設(3年間)

障害者就労通勤寮(3年間)

公文式

障害者就労支援

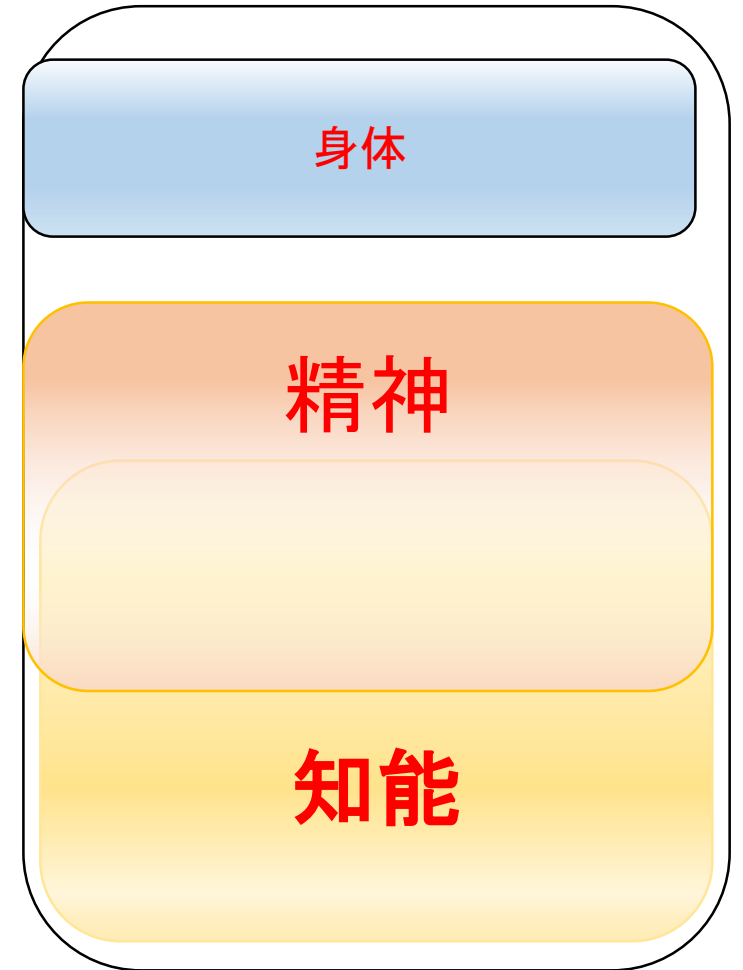
一般住宅

生活支援

障害者宿泊施設 GH
民間借り上げ 2人~

障害者福祉の分類

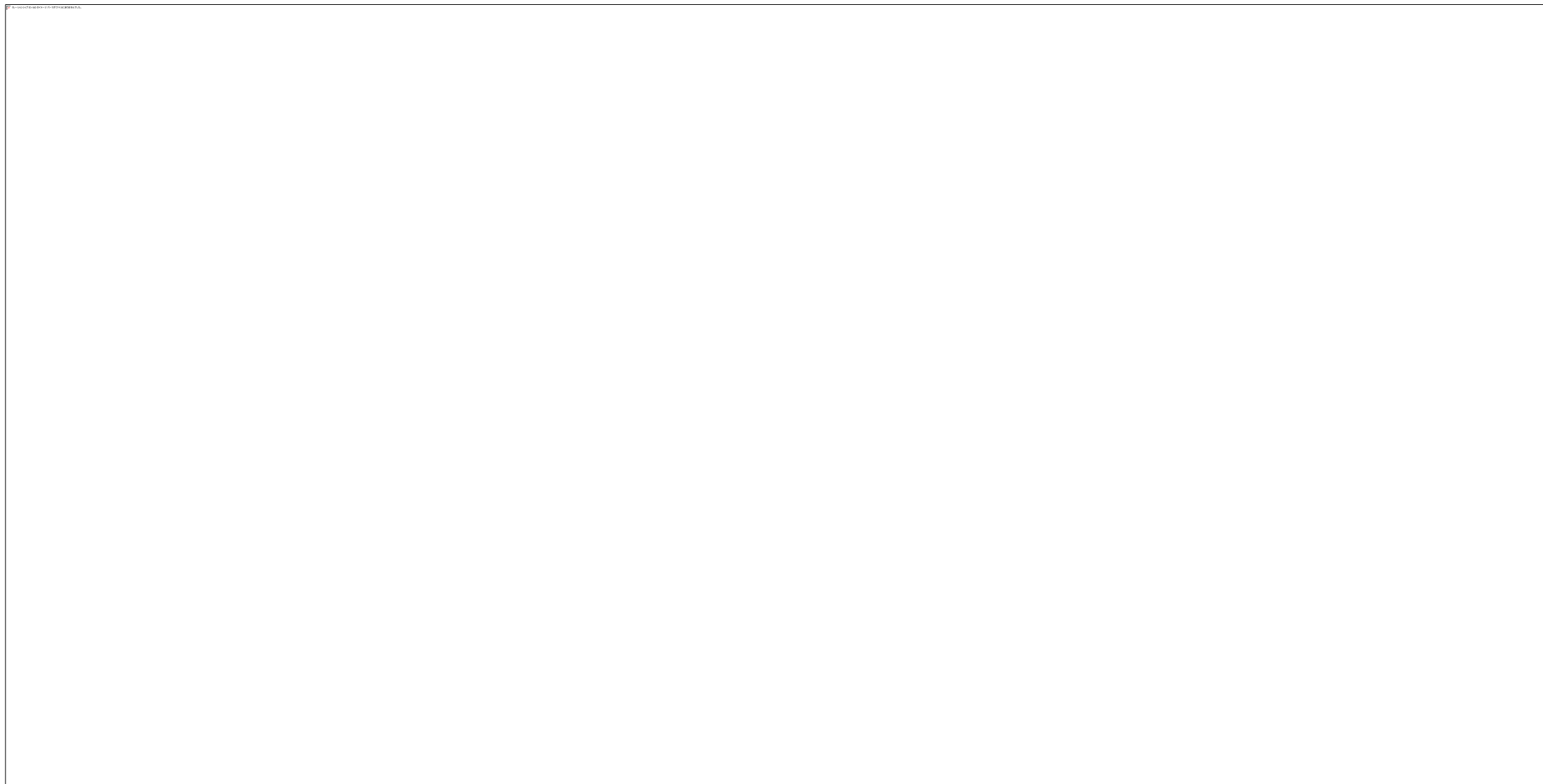
- 身体障害
 - 行動訓練
- 知能障害
 - 生活訓練、
- 精神障害
 - 先天性障害、乳幼児期の病気による障害、
 - 成人になってからの障害(後遺障害)
- 難病
 - 治療

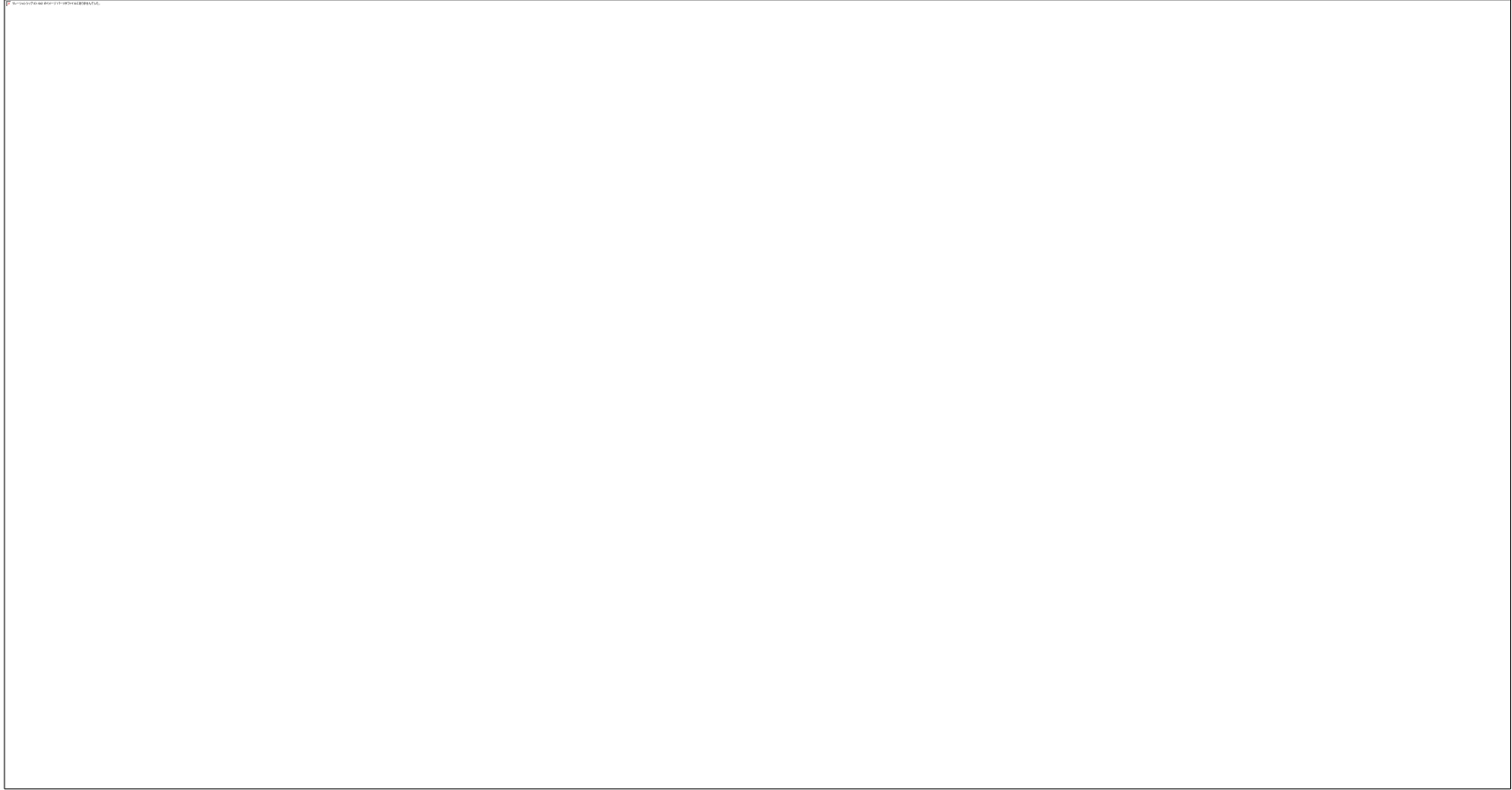


入居予定者の状況

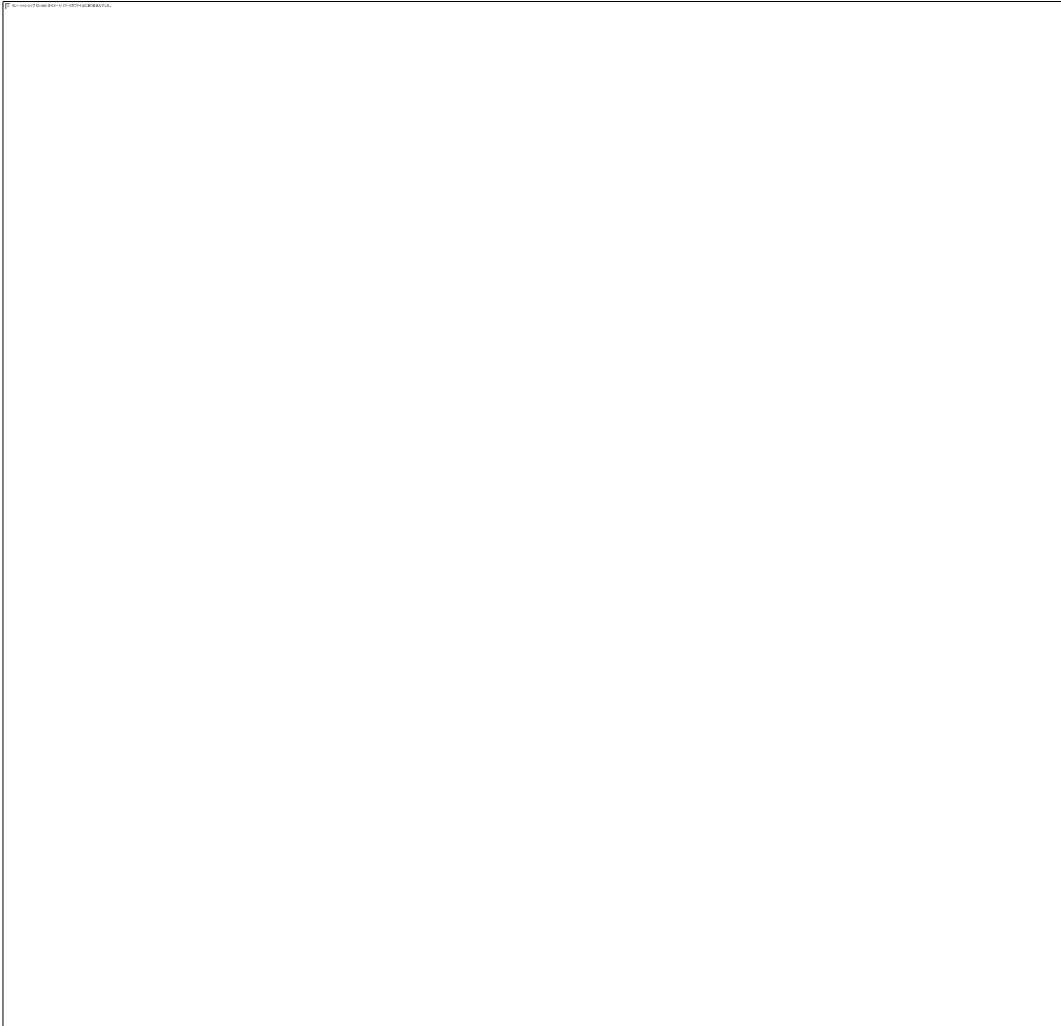


GHの内容





グループホームのイメージ

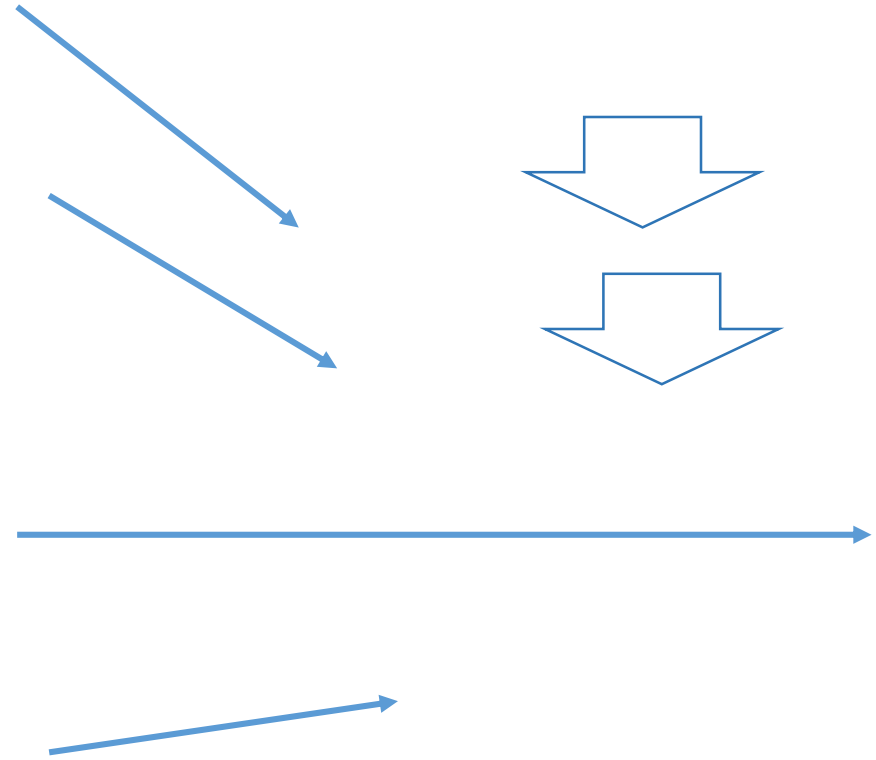


収益構造(小川町)



福祉事業

- 医療費
 - 30兆円 高齢化 2025年問題
- 介護保険
 - 10兆円 高齢化 2025年問題
- 子供子育て支援費
 - 少子化 2兆円
- 障害者支援費
 - 1兆円 就労から生活支援へ
 - 障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)



規模の基準

- 共同生活住居1か所あたりの定員は2人以上10人以下
- (既存建物を利用する場合は2人以上20人以下)

台所、便所、洗面設備、浴室

- 10名を上限とする生活単位ごとに区分して配置



| サテライト型住居 | |
|----------|--|
| 設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> •サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置すること。 |
| 設置数 | <ul style="list-style-type: none"> •一の本体住居2か所の設置を限度とする。ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。 |
| 設備等 | <ul style="list-style-type: none"> •サテライト住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。 •入居定員は1人とする。 •居室の面積は、収納設備等を除き7.43平方メートル以上とすること。 |



- ※「**共同生活住居**」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を有する1つの建物をいいます。ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸（ワンルームタイプなどの住戸を複数利用する場合を含む）については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸（住戸群）を共同生活住居として捉えます。
- ※「**居室**」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含みません。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室がふすま等で仕切られている場合はこの限りではありません。



制度政策

- [2003年度](#)から、利用者が自由に施設や事業者を選び、施設や事業者と契約を交わす形で入所先を決定したり、サービスを提供する事業所を決定する[支援費制度](#)が導入された。
- [2006年度](#)から「障害者自立支援法」が施行され、年齢や障害種別ごとに縦割りに提供されてきたサービスを一元化し、新しいサービス体系に移行した。現在は「[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律\(障害者総合支援法\)](#)」である。
- 施設サービスとしては、
- 身体の機能を向上させる訓練等給付(リハビリテーション)、
- 日常生活が自ら行えるようにする地域生活支援事業、
- 就労移行支援、
- ピアサポートなど
 - 障害者権利条約第26条に於いてはハビリテーション(社会参加に必要な能力の習得)及びリハビリテーションの一環として『ピアサポート』を通じたサービスとプログラムの設置と強化を求めている。
 - 障害者自立支援法にはピアサポート強化事業(地方公共団体委嘱事業)の項目がある。

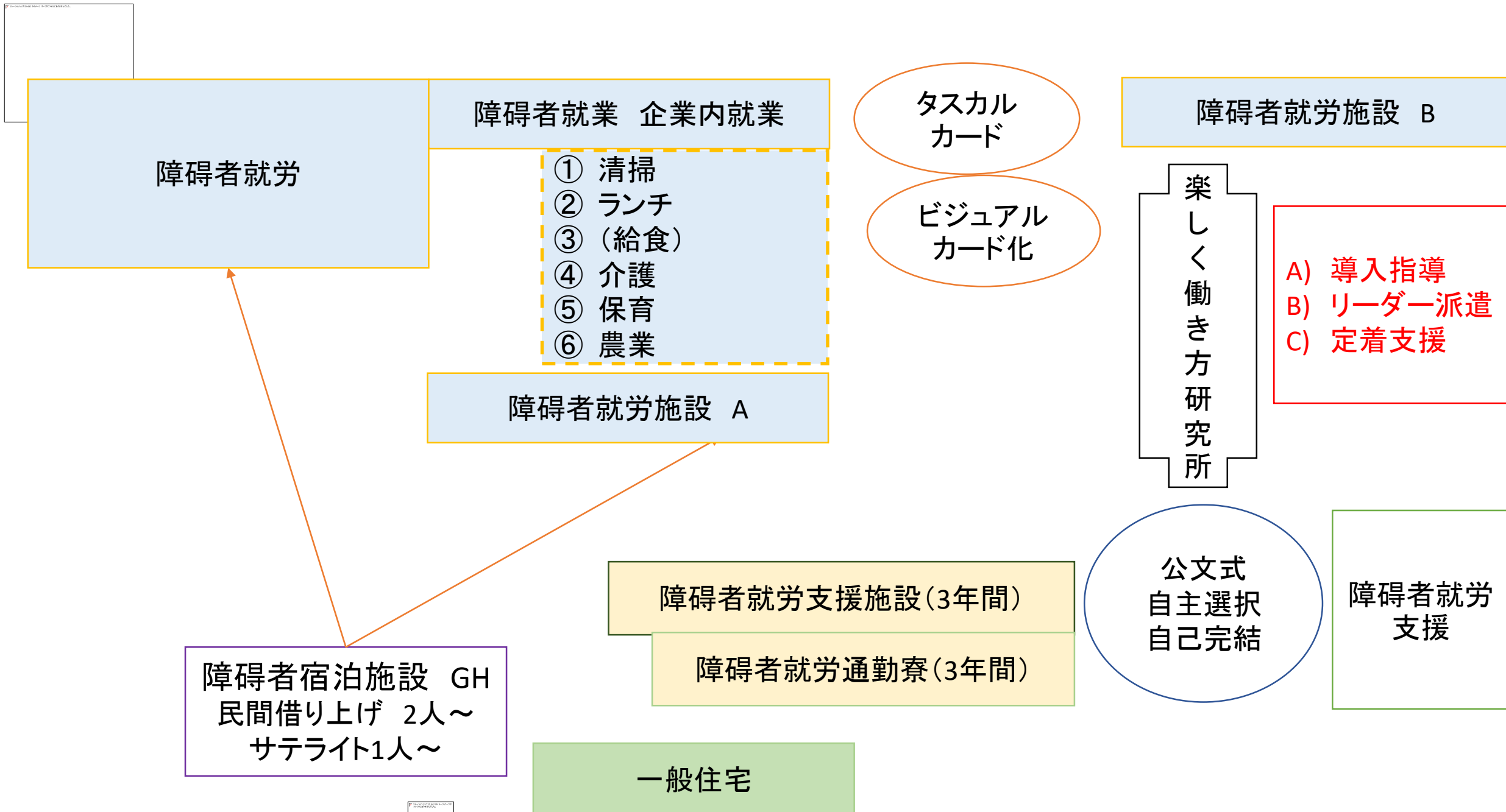
障害者系福祉は介護元年の2000年の様子

- GHが民間開放され、民間の営利優先のフランチャイズが出現
- 巨大福祉法人が生まれる
 - 原町青年寮(葛飾区)
 - いたる(杉並区)
- 障害者GHの設置基準の緩和
 - 正当なケア体制作り
 - 障害者のためになる地域包括
- 新たな障害者就労施設作り サービス管理責任者の経過が3年に短縮

今後の方向性

- 入所施設からの地域移行促進、入所施設待機者解消、退院促進などを踏まえた整備計画数の設定
- 未設置区市、不足している地域への重点的な設置促進
- 地域移行を図るため、入所施設からの移行者、都外施設からの地域移行者の受入促進
 - 障害種別ごとの現行制度の再構築、重度重複障害者の利用が可能なGHの整備
 - 世話人の確保システム、資質向上のための支援策、第三者評価システムの活用、事業主体の多様化促進
- 定員規模の弾力化(3人～20人)
- 他施設併設等の規制緩和
- 退院促進を視野に入れた精神障害者の住まいの確保策の充実





障害者就労

障害者就業 企業内就業

- ① 清掃
- ② ランチ
- ③ (給食)
- ④ 介護
- ⑤ 保育
- ⑥ 農業

タスカル
カード

ビジュアル
カード化

障害者就労施設 B

楽しく働き方研究所

- A) 導入指導
- B) リーダー派遣
- C) 定着支援

障害者就労施設 A

障害者就労支援施設(3年間)

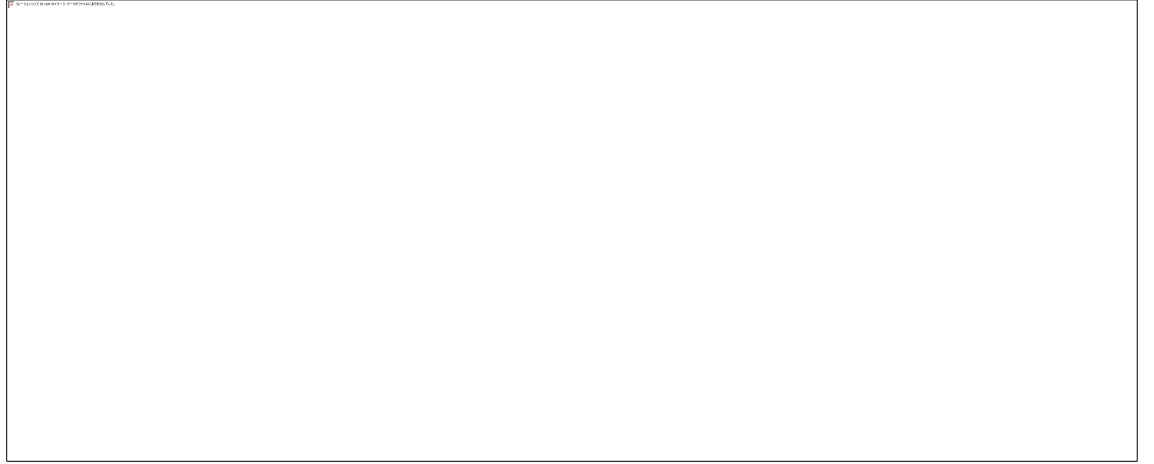
障害者就労通勤寮(3年間)

公文式
自主選択
自己完結

障害者就労
支援

障害者宿泊施設 GH
民間借り上げ 2人〜
サテライト1人〜

一般住宅



GHの収益

- 国からの家賃援助
- 地方公共団体からの家賃補助

• 障害者年金

• 管理人補助

• サービス管理者補助

自治体補助
運営補助

自治体補助
家賃補助

国補助
障害者年金

自治体補助
自立支援給付金
基本+加算

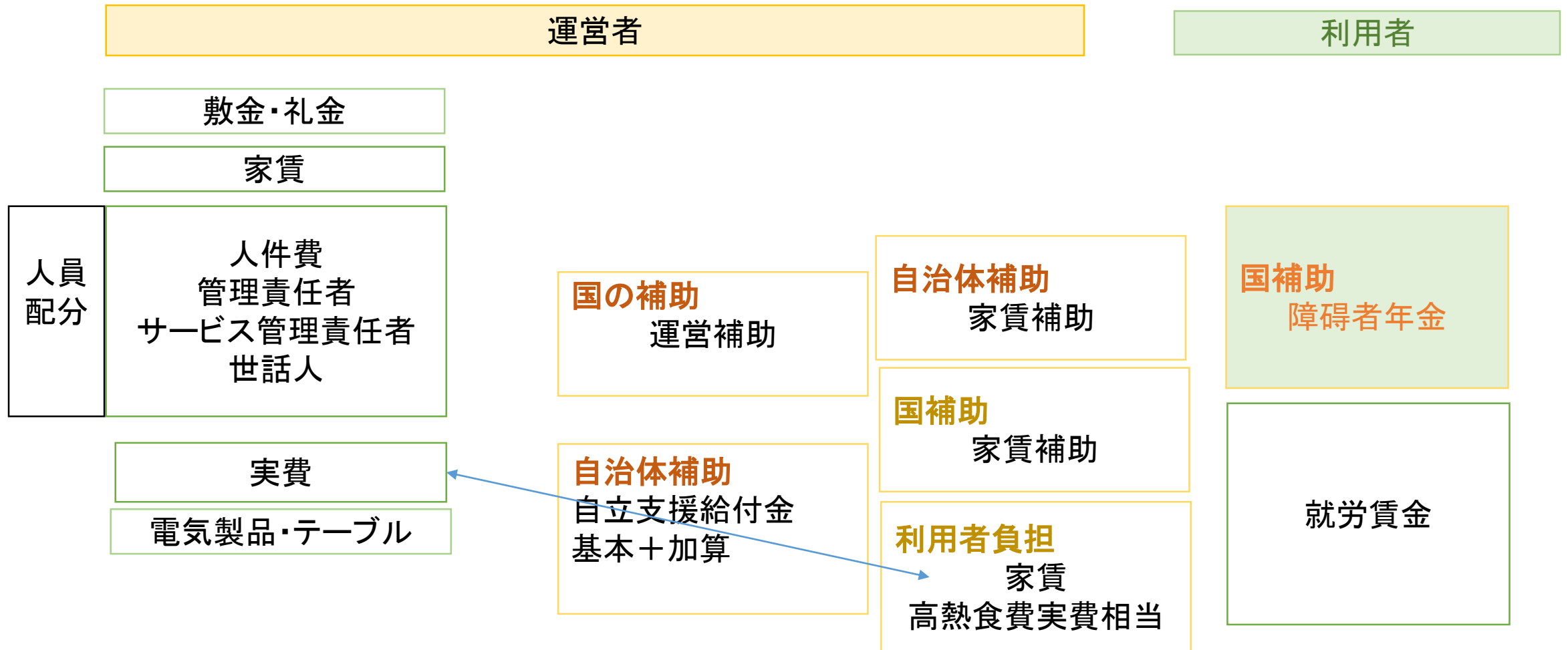
国補助
家賃補助

利用者負担
家賃
高熱食費実費相当

就労賃金



費用と収入



現状の運営者の損益

| (単位:人) | 事業所平均 | 受入人員 | | 損益適正規模 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|
| | 15.3 | 5.6 | | 2.73 |
| 収益予想 | | | | |
| 神奈川県 | 事業所数 | 住居 | 定員 | |
| H29 | 544 | 1,472 | 8,301 | |
| | 15.26 | 5.64 | | |
| H28 | 527 | 1,429 | 7,845 | |
| | 14.89 | 5.49 | | |
| H27 | 515 | 1,405 | 7,352 | |
| | 14.28 | 5.23 | | |



基準の3要素

- 指定基準
- 人員基準
- 設備基準



報酬の仕組み

- 基本報酬
- 入居者毎の単位 × 単位数単価 = ホーム利用者数の合計額

- 加算
 - 日中支援加算
 - 夜間支援等体制加算
 - 医療連携体制加算
 - 自立生活支援加算



GHの収入の構成

自治体補助

運営補助

自治体補助

家賃補助

自治体補助(事業報酬と可処分所得)

障害者支援区分と職員体制

自立支援給付金

基本+加算

基本

約1,820~6,680円

国補助

家賃補助

利用者負担

家賃
高熱食費実費相当





GH入居者の生活費





GH運営者の損益

